

# 不登校児童生徒が民間施設に通った場合の出席扱い等のガイドライン

令和6年4月1日

始良市教育委員会

## 1 趣旨

このガイドラインは、文部科学省の「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」（令和元年10月25日付け文部科学省初等中等教育局長通知）を踏まえ、始良市立小・中学校に在籍する不登校児童生徒が民間施設に通った場合における出席等を校長が判断するための要件を示したものである。

## 2 不登校児童生徒を支援する民間施設の要件

### (1) 運営や施設、設備等について

ア 法人、個人を問わないが、実施者が不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有していること。

イ 事業運営の在り方が、不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを目的としていること。

ウ 著しく営利本位でなく、入会金、授業料（月額、年額等）、入寮費（月額・年額等）等が明確にされ、保護者等に情報提供がなされていること。

エ 各施設にあっては、学習等種々の活動を行うために必要な施設、設備を有していること。特に、宿泊による指導を行う施設にあっては、宿舎をはじめ児童生徒が安全で健康的な生活を営むために必要な施設、設備を有していること。

オ 児童生徒のプライバシーにも配慮の上、学校と施設が相互に不登校児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

カ 施設での指導経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。特に、宿泊による指導を行う施設にあっては、たとえ当該施設の指導方針がいかなるものであっても保護者の側に対し面会や退所の自由が確保されていること。

### (2) 相談・指導について

ア 児童生徒の人命や人格を尊重した人間味のある温かいものであること。

イ 相談・指導スタッフは児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援について知識・経験をもっていること。また、カウンセリング等を行うにあたっては、心理学や精神医学等の専門的知識と経験をもとに適切な指導がなされていること。

ウ 指導内容・方法、相談手法及び相談・指導の体制があらかじめ明示されており、かつ、施設における相談・指導等が不登校児童生徒の社会的な自立や学校復帰に向かうよう適切に行われていること。

エ 児童生徒の学習支援や進路の状況等につき、保護者等に情報提供がなされていること。

オ 不登校児童生徒が自ら学校復帰を希望した場合には、学校と連携をとりながら不登校児童生徒の気持ちにより添った相談・指導等が行われていること。

カ 宿泊による指導を行う施設にあつては、生活指導にあたる者を含め、当該施設の活動を行うにふさわしい資質をもった職員が配置されていること。

### 3 学校以外の公的機関や民間施設における出席扱いの要件

(1) 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

(2) 公的機関とは教育支援センター（ふれあい教室）のことをいう。ふれあい教室に通うことが困難な場合で本人や保護者の希望もあり適切と判断される場合は、民間の相談・指導施設も考慮されてよいこと。ただし、民間施設における相談・指導が個々の児童生徒にとって適切であるかどうかについては、校長が、教育委員会と十分な連携をとって判断するものとする。

(3) 当該施設に通所又は入所して相談・指導を受ける場合を前提とすること。

### 4 指導要録の様式等について

上記の取扱いの際の指導要録の様式等については、平成31年3月29日付け30文科初第1845号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」を踏まえ、出席日数の内数として出席扱いとした日数及び児童生徒が通所又は入所した学校外の施設名を記入すること。

#### **指導要録記入例**

備考欄：出席扱い（○○○へ通所）50